

## さぬき市PRサポーター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、さぬき市PRサポーター（以下「サポーター」という。）を設置することにより、市の魅力、地域資源等を広く発信し、市のイメージや認知度を高めることを目的とする。

### (認定資格)

第2条 サポーターは、前条の目的に賛同し、市の魅力、地域資源等をあらゆる機会に情報発信する個人又は団体で、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に在住又は所在し、市に愛着を持ち、地域振興や観光振興に積極的な活動を行っているもの
- (2) その他市長が特別に認めるもの

### (活動内容)

第3条 サポーターは、市の魅力、地域資源等の情報発信その他の市に関するPR活動（以下「PR活動」という。）を行う。

### (市の支援)

第4条 市長は、サポーターが行うPR活動に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 名刺、観光パンフレット、各種刊行物等の提供
- (2) 奨励金の交付
- (3) その他市長が適当と認める支援

### (認定申請)

第5条 サポーターとして認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、PRサポーター認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (認定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を別表に基づき審査し、適当と認めたときは、申請者をサポーターとして認定する。この場合において、市長は、当該申請者に対して、PRサポーター認定証（様式第2号）を交付するものとする。

### (認定期間)

第7条 サポーターの認定期間は、前条の規定による認定をした日から起算して4年とする。

### (認定の変更)

第8条 サポーターとして認定されたものは、第5条の規定により申請した認定内容に変更を生じた場合には、速やかにPRサポーター認定変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(辞任届)

第9条 サポーターとして認定されたものは、サポーターを辞任しようとするときは、PRサポーター辞任届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、サポーターが公序良俗に反する行為又はサポーターとしてふさわしくない行為をし、その他サポーターの認定を続けることが適当でないと認めるときは、認定を取り消すものとする。サポーターとの連絡が不通となった場合も同様とする。

(活動実績報告)

第11条 サポーターは、PR活動を行ったときは、その都度PR活動の内容をPRサポーター活動実績報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(責任)

第12条 サポーターは、その地位を営利目的で利用してはならない。これに反して営利活動を行い、又は第3条に規定する活動の範囲を逸脱することその他サポーターの責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、サポーターの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

活動場所	市内	市外	
活動回数	年3回以上	県外の場合	県内の場合
		年1回以上	年2回以上
1回の活動による 集客数	おおむね20人以上	おおむね50人以上	
活動状況	過去3年間の活動実績があること。		
その他	・市の魅力、地域資源等を広くPRできること。 ・その他市長が特別に認めるものであること		

## 備考

- 1 練習や勉強会等は、活動の回数に含まない。
- 2 団体と個人で重複した認定はできない。